



仮設病院

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぐための仮設建築による感染症病院の計画

仮設病院のご提案にあたって

- 新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せる中で、病床の確保という社会ニーズに迅速に対応することが喫緊の課題となっています。
- 医療施設を主たる業務に掲げる内藤建築事務所として、予め仮設病院建設にかかわる課題を整理しワンパッケージのサービスとして準備しておくことは、当社の責務であると考えました。
- 特に高度な医療従事者の不足に対応するためには、重症、中等症の治療施設を特定の病院に集中させることが望ましいと考え、病院の庭先に仮設病院を増築するケーススタディを行いました。
- 国内のどの都市においても容易に調達可能な資材を用いて、十分な医療機能を発揮できる建物を迅速に作ることができるようにします。
- 微細な飛沫による感染の可能性までを考慮し、医療スタッフの安全確保に配慮します。（空気感染については十分な対応をしていません）
- さらに、仮設病院建設に伴う法的手続き、コスト試算、発注手続きなどのあらましを示し、最前線で医療活動にあたる病院の負担、不安を軽減できればと考えます。
- なお、迅速性の観点から標準モデルプランを基本としますが、可変性、拡張性についても配慮します。

コンセプト

■ 計画コンセプト

グリーンゾーン、レッドゾーン、イエローゾーンを明確に区分し、医療従事者と物品の動線を一方通行とすることで、医療従事者の安全に配慮します。

・ 明確な区域



・ 動線分離、一方通行



建築概要

■モデルプランの建築概要

モジュール：1間=1,800mm
構造・階数：プレハブ建築・平屋建
軒高：3,792mm程度
最高高さ：3,992mm程度
床高：GL+250mm程度



イメージCG

■面積表

| | 外来ユニット | 集中治療ユニット | 病棟ユニット | スタッフユニット |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 床面積 | 164.03m ² | 278.37m ² | 327.38m ² | 66.02m ² |

建築関係法令（建築基準法）

■建築基準法による仮設建築物

建築基準法では仮設建築物について法第85条第1項、2項、5項で規定があります。本プロジェクトは災害時対応の即時性を考慮し特措法48条※の準用を前提とし、法第85条第1項を根拠とします。

※改正新型インフルエンザ等対策特別措置法48条
緊急事態宣言による臨時医療施設は基準法85条1項を準用する

法第85条 第1項

■国・地方公共団体・日赤の
災害時応急仮設建物
（臨時医療施設）

■建築基準法適用外

→緊急事態宣言（災害発生時）
から1月以内に着工

法第85条 第2項

■災害時応急仮設建物
■現場内の現場事務所

■緩和規定あり
→許可申請、確認申請
ともに不要

法第85条 第5項

■仮設興行場
■仮設病院、仮設校舎（建替用）
■モデルルーム、住宅展示場 など

■緩和規定あり
→許可申請、確認申請
ともに必要

建築関係法令（消防法）

■消防法

病院では消防法による消防用設備の設置が義務付けられますが、基準法と同様に特措法48条を前提とし、消防法第17条1項及び2項の規定を緩和し、消防用設備は設置しません。

消防法第十七条 1 項及び 2 項

1. 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならない。
2. 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

医療関係法令

■ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

本計画は、同法（臨時の医療施設等）第四十八条 5 を準用すると共に、医療法施行規則第16条 病院、診療所及び助産所等の構造設備の基準を順守しています。

■ 診療報酬施設基準等

- ・ 一般病棟ユニットにつきましては、感染症指定医療機関の構造設備基準 個室にて15㎡/床以上を確保します。各病室毎に前室を設けていないので第1種病室ではなく第2種病室となります。
- ・ 集中治療ユニットにつきましては、特定集中治療室管理料1の20㎡/床を確保し、施設基準を概ね順守していますが、感染症対応という機能上バイオクリーン対応はしていません。

ケースステディ

仮想の病院敷地に**3ユニット**を配置し、渡り廊下で接続します。

■ 外来ユニット

- ・「疑い例」を診療
- ・動線分離に配慮

■ 一般病棟ユニット

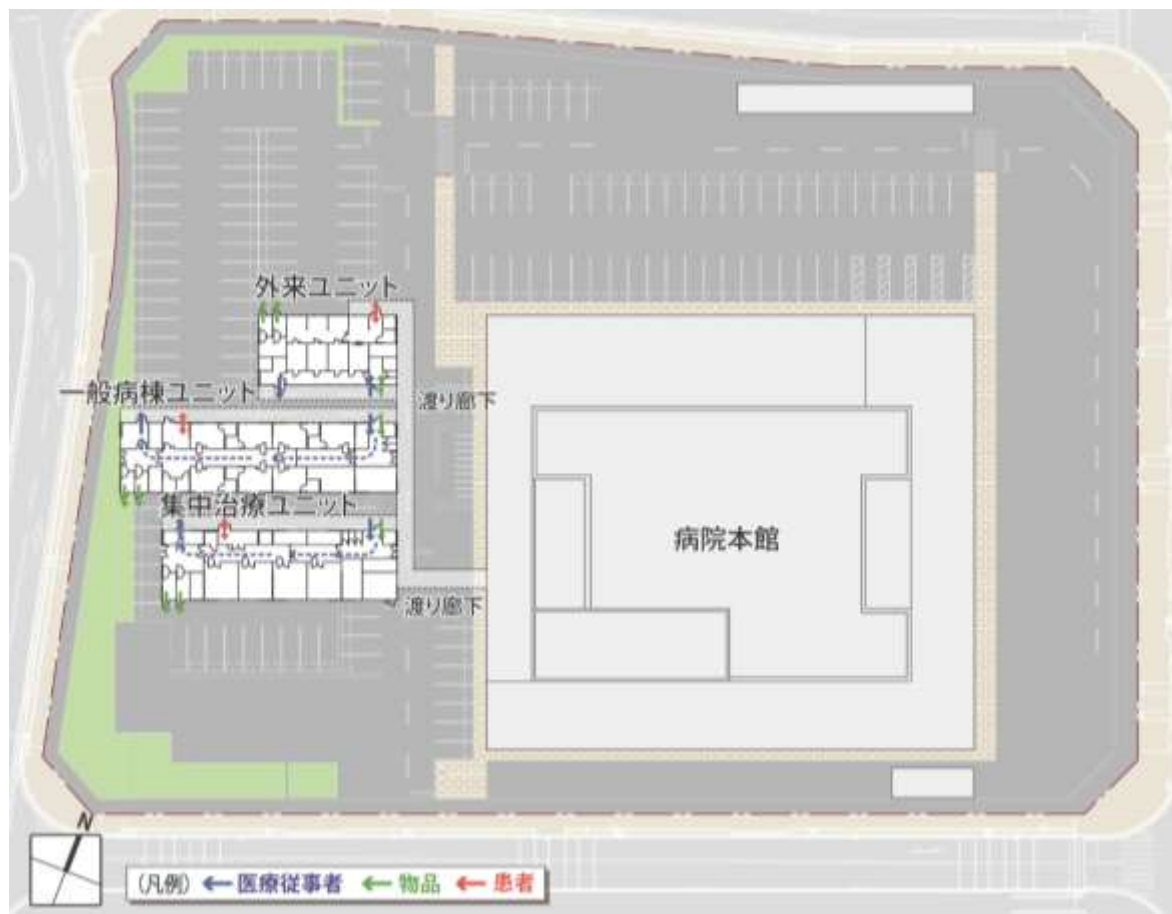
- ・1ユニット7B
- ・1床当たり15m²以上
(WC除く)

■ 集中治療ユニット

- ・1ユニット7B
- ・1床当たり20m²以上

■ 渡り廊下

- ・患者及びスタッフ通行部分
(単管パイプ、波板屋根)



本企画に関するお問い合わせ先

■東京本社

企画室 河崎邦生 kawasaki-k@naito-archi.co.jp
企画室 中村守宏 nakamura-mr@naito-archi.co.jp 【代表窓口】
企画室 山田 剛 yamada-t@naito-archi.co.jp
設計室 椿 祥一 tsubaki-s@naito-archi.co.jp
設計室 勝矢元文 katsuya-m@naito-archi.co.jp
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング
TEL 03-5543-2131

■京都本社

設計室 岩崎邦光 iwasaki-k@naito-archi.co.jp
設計室 岸場正時 kishiba-m@naito-archi.co.jp 【代表窓口】
〒606-8202 京都市左京区田中大堰町182番
TEL 075-781-4111